## 名古屋都市計画地区計画の決定 (豊明市決定) 都市計画荒井地区計画を次のように決定する。

		名	荒井地区計画
		位   置	豊明市沓掛町荒井、西川町島原、新田町錦、吉
			池の各一部
面積			約 4. 6ha
地区計画の目標			本地区は、都市計画道路3・3・257瀬戸大府
			東海線の沿道に位置しており、主要幹線道路の
			沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地
			区である。また、本地区は、本市における都市
			構造の主軸に位置するため、周辺の住環境に配
			慮しながら、近隣住民の日常生活を支える様々
			な生活利便施設の立地を誘導することを目標
			とする。
U	区	土地利用の方針	主要幹線道路沿道の利点を活かし、生活利便施
保全の方針			設等の集積を図る。
		建築物等の整備の方針	周辺の住環境と調和しつつ、生活利便性の高い
			市街地を形成するため、建築物等の用途の制限
			を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。
			1.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投
			票券発売所、場外車券売場その他これらに類す
			るもの
			2. カラオケボックスその他これに類するもの
			3. 畜舎
			4. 倉庫でその用途に供する部分の床面積の合
			計が 3,000 ㎡を超えるもの